

市立札幌病院 開放型病床 運営要領（登録医用 利用の手引き）

平成24年11月 発行

平成25年 3月 改定

平成26年 4月 改訂

平成26年10月 改訂

平成29年 5月 改訂

平成30年 3月 改訂

令和 3年 4月 改訂

令和 6年 3月 改訂

病院案内

病院の名称： 市立札幌病院 (TEL：011-726-2211 FAX：011-726-7912)

所在地： 〒060-8604 札幌市中央区北11条西13丁目1番1号

開設者： 札幌市病院事業管理者 西川 秀司

診療科： 呼吸器内科、消化器内科、循環器内科、腎臓内科、血液内科、糖尿病・内分泌内科、リウマチ・免疫内科、脳神経内科、小児科、新生児内科、外科、乳腺外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、腎臓移植外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科・甲状腺外科、感染症内科、リハビリテーション科、放射線治療科、放射線診断科、麻酔科、緩和ケア内科、歯科口腔外科、病理診断科、救急科、精神科

病床数：672床

一般病床	626床
精神医療センター病床	38床
感染症病棟	8床

はじめに

市立札幌病院は、札幌二次医療圏内における中核病院として、地域の医療機関との相互連携を図り地域完結型医療を推進するとともに、地域医療の向上に寄与するため全ての一般病床を開放型病床としています。

当院の開放型病床は、地域医療機関の医師と連携して共同診療を推進し、情報の共有と医療技術の向上を図りつつ、患者さんにとってより良い診療に役立てていただくことを目的としています。

I. 開放型病床とは

開放型病床は、病院のベッドや施設・設備の一部を登録医に開放した病床のことです。開放型病床を利用することで、入院した患者さんを、登録医が訪問し、病院の医師と共同して治療を行うことが可能となります。この共同診療により、患者さんは、登録医と病院の医師の2人のもとで、入院前、入院中から退院後まで一貫した継続治療を受けることができます。

II. 登録医制について

1. 登録医とは

市立札幌病院開放型病床において、当院主治医と共同で患者さんの診療を行うため、市立札幌病院開放型病院登録医申請書（様式1）にて、市立札幌病院に届け出た二次医療圏の保険医療機関の医師及び歯科医師などを総称します。

2. 登録医となるための手続きについて

- 1) 登録医申請書に必要事項を記入し、市立札幌病院地域連携センターへ提出してください。
- 2) 市立札幌病院より登録医証(様式2)を交付します。
- 3) 登録医を辞退する場合は、「辞退届け」(様式3)を市立札幌病院地域連携センターに提出してください。
- 4) 登録医となった後、市立札幌病院開放型病床運営委員会において不相当と判断された場合は登録を抹消されることがあります。

3. 登録期間について

登録医の登録期間は、1年間とします。年度の途中から登録された場合の登録期間は、登録日の属する年度の末までとします。なお、登録期間は登録医の所属機関が変更となるなど、特別の事情がない限り自動更新となります。

Ⅲ. 入院の申し込みと手続きについて

1. 入院受入れ対象患者さんについて

- 1) 14日以内に退院が可能な患者さんとさせていただきます。
- 2) 当該診療科指定医師が受入れ可と判断した患者さんとさせていただきます。

2. 開放型病床について

当院の全ての一般病床が開放型病床です。

3. 入院の手続きについて

- 1) 患者さんに開放型病床入院の同意を得る
開放型病床入院説明書(様式5)に基づき、開放型病床の主旨や共同指導料等の費用負担について説明し、開放型病床入院同意書(様式6)を得てください。
- 2) 診療情報提供書及び開放型病床入院同意書(様式6)をFAXする
診療情報提供書の備考欄に「開放型病床の利用を希望する」旨と「外来診察及び入院の希望日」を付記したうえ、下記の市立札幌病院地域連携センターにFAXで送付してください。また、初めて利用する患者さんにつきましては、開放型病床入院同意書(様式6)も併せて送付してください。

※登録医からの紹介により既に当院に入院している患者さんについて、入院後に開放型病床に係る同意が得られた場合には、当院主治医とご協議いただいたうえ、開放型病床として共同診療を可能とする場合があります。この場合、あらためて診療情報提供書をFAXいただく必要はありません。

市立札幌病院 地域連携センター FAX：011-726-9583

TEL：011-726-2211 (内2928)

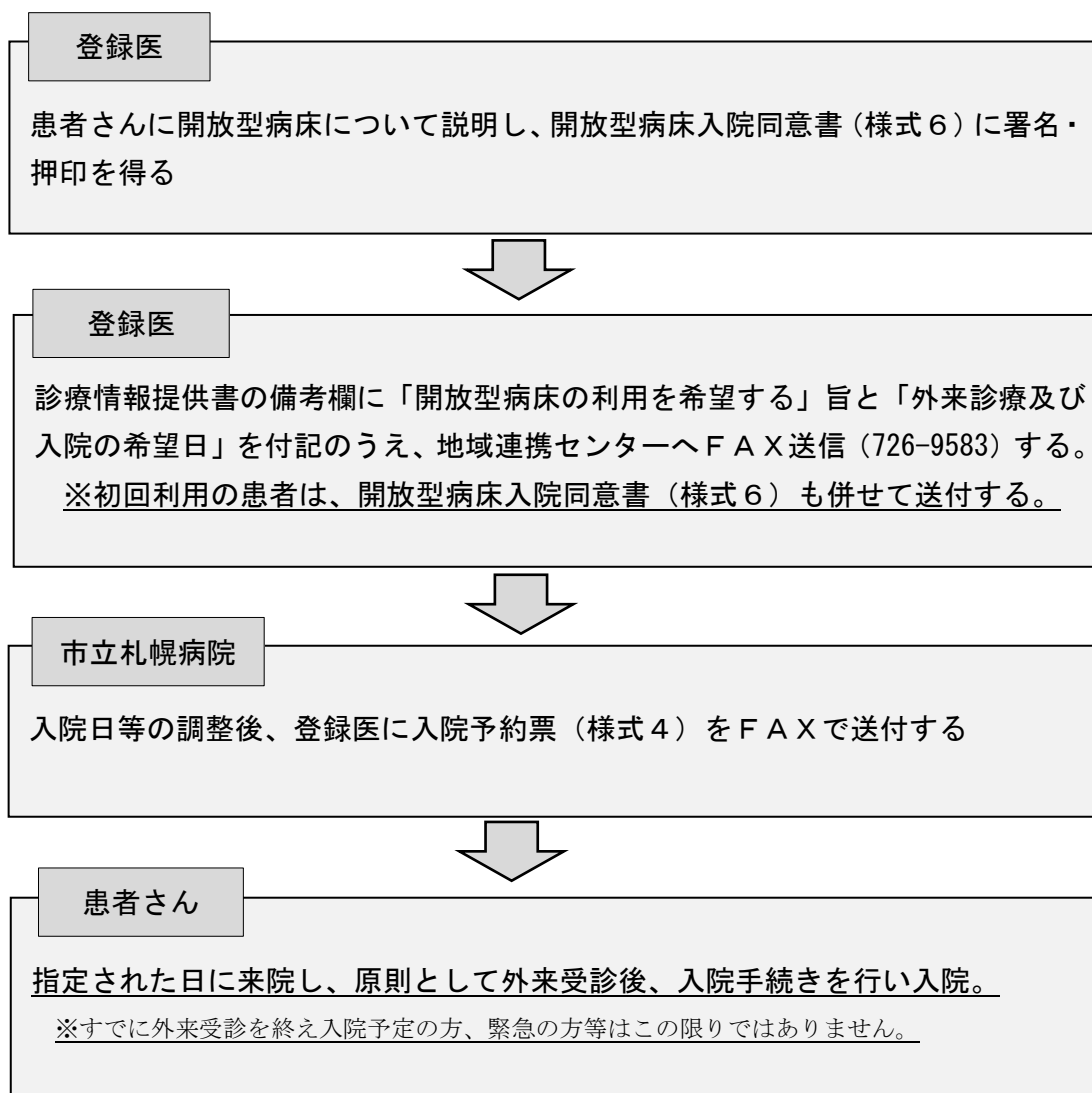
受付時間：8時45分～17時15分 (平日)

- 3) 当院で入院受入れが可能か協議後、返答は当日遅くとも翌日にいたします。
また5日以内には入院できるよう調整いたします。
なお、病状によって入院治療を急ぐ場合はこの限りではありません。
- 4) 入院日時が確定しましたら、入院予約票(様式4)をFAXします。
止むを得ず受入れできない場合は、折り返し電話連絡します。
※ 土曜・日曜・祝日・年末年始や時間外は原則対応できません。
- 5) 患者さんは、指定された日時に市立札幌病院に来院し、原則として外来受診後、入院手続きを行ってください。

※すでに外来受診を終え入院予定の方、緊急の方等はこの限りではありません。

- 6) 入院時に患者さんに持参いただく書類など
- ① 診療情報提供書（原本）、検査、画像データなど
 - ② 健康保険証、公費医療受給者証書(該当の患者さんのみ)、印鑑
 - ③ (初回利用の患者のみ) 開放型病床入院同意書（様式6）

【開放型病床に入院するまでの流れ】



7) 病室について

下記の個室ご希望の場合は事前にご連絡ください。（要相談）

料金(消費税別途)

特別室A（個室）	12,000 円
特別室B（個室）	10,000 円
上等室A（個室）	8,000 円

IV. 診療について

1. 開放型病床での共同診療について

- 1) 市立札幌病院当該診療科担当医師が院内主治医、登録医が副主治医(以下、副主治医とします)となります。
- 2) 入院診療については、院内主治医と副主治医が十分協議し、連携して診療に当たります。入院診療計画書の作成は、副主治医と協議の上、院内主治医が作成し説明します。

2. 副主治医の診療について

- 1) 診療時間は、原則として平日9時～19時までとします。
- 2) 17時15分までに、事前に地域連携センターに登院予定をご連絡ください。地域連携センターから病棟及び担当医へ、登院予定日時を連絡します。

<p>事前連絡先：地域連携センター TEL：011-726-2211(内)2928 FAX：011-726-9583</p>

- 3) 診療時は、ユニフォーム(白衣)を持参いただき着用願います。
- 4) 駐車場について
自家用車で登院の場合は、原則として時間外外来前駐車場をご利用いただき、防災センターに駐車した旨をお伝えください。
- 5) 病棟に入る際は、ナースステーションに登院された旨お申し出ください。
- 6) 診療を行う際は、一般的な医療安全対策、病院感染対策などを遵守願います。
- 7) 自院の診療録に、開放型病床において患者の指導等を行った事実と当該指導料を算定する旨を記載してください。
- 8) 該当患者さんの電子カルテを閲覧する際は、院内主治医または看護師にお伝えください。
- 9) 指示出しする場合は、院内主治医に連絡をお願いします。両者の合意の上、院内主治医が電子カルテに入力します。
- 10) 患者さん入院後の検査は、原則院内主治医が実施します。
- 11) 手術については、院内主治医と協議の上、共同での実施となります。
- 12) 医薬品及び診療材料は市立札幌病院採用品を使用します。
- 13) 必要に応じて、院内のカンファレンスに出席することができます。

V. 退院、転科、転床について

1. 患者さんの病態によっては、院内主治医と副主治医が協議の上、救命救急センター等へ一時的に転床・転科する場合があります。この期間は、開放型病院共同指導料請求の対象外となりますが、状態が安定次第、開放型病床に戻すことができます。
2. 患者さんの退院は院内主治医と副主治医との合意により決定します。退院後の治療方針についても、両者の合議により行います。

VI. 診療報酬について

1. 副主治医の診療報酬について

1) 診療情報提供料（I）

診療情報提供書を患者さんに持参させた場合、診療情報提供料250点が算定できます。

2) 開放型病院共同指導料（I）

- 1) 開放型病床に入院している患者さんを診療した場合に、1人1日につき開放型病院共同指導料（I）350点が算定できます。

※自院の診療録に、開放型病床において患者の指導等を行った事実と当該指導料を算定する旨を記載してください。

登録医	開放型病院共同指導料（I）	
	診察時（1日1回）	350点
市立札幌病院	開放型病院共同指導料（II）	
	診察時（1日1回）	220点

3) 退院時共同指導料加算

退院に際し、退院後の療養上必要な指導を共同で行った場合は、退院時共同指導料1が算定できます。ただし、同一の入院について、開放型病院共同指導料（I）との同時算定はできません。

4) 保険請求について

診療録及び退院時療養計画書写し（算定可能な場合）、開放型病院共同指導実施票（様式8）に基づき診療報酬請求をお願いします。なお、市立札幌病院医事課から患者さんの退院後3日以内又は入院が月またぎの場合は、翌月3日までに郵送します。患者さんへの請求は、退院後初回受診時をお願いします。

2. 副主治医に対する報酬

手術助手については、当院の医療技術供与規程に準じて支払います。

3. 市立札幌病院の診療報酬

- 1) 市立札幌病院は、開放型病床の患者さんを副主治医と共同して診療した場合に、開放型病院共同指導料（Ⅱ）を請求します。
- 2) 退院に際し、退院後の療養上必要な指導を共同で行った場合は、退院時共同指導料2を請求します。ただし、同一の入院について、開放型病院共同指導料（Ⅱ）との同時算定はできません。

Ⅶ. 医療事故について

1. 開放型病床利用患者さんに発生した医療事故については、市立札幌病院職員と当該副主治医がその処理に当たり、費用などについては、原則として病院が加入している医療賠償責任保険を適用します。
2. 上記以外の場合については、その都度協議の上処理します。

Ⅷ. 開放型病床に関する運営委員会について

1. 開放型病床の効率的かつ円滑な運営について協議するため、市立札幌病院開放型病床運営委員会（以下「運営委員会」という）を設置します。
2. 運営委員会は、委員長及び医師、看護部、経営管理部、地域連携課の代表者等で組織します。
3. 運営委員会は、年1回開催し、委員長が必要と認めたときは臨時運営委員会を開催します。
4. 運営委員会において、登録医として不相当と判断した場合は登録医を抹消することがあります。
5. 運営委員会の事務局は、市立札幌病院地域連携センターに設置します。

開放型病床等に関する連絡先

市立札幌病院 地域連携センター

電話 011-726-2211 内線 2928

FAX 011-726-9583